# 地方消費者行政体制の現状

平成25年4月25日 消費者委員会事務局

# 目次

•	当資料を読む際の留意点 / 各データの出典と説明 / 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
•	基礎自治体の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	- 相談窓口設置状況······	3
	- 相談窓口の開所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	- 相談窓口の開設形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	- 消費者行政担当事務職員配置状況·······	6
	- 消費者行政担当事務職員の専任・兼務状況詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	- 消費生活相談員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	- 消費生活相談員の資格保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
•	都道府県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	- センター設置状況と開所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	- 消費者行政担当事務職員と消費生活相談員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
•	<参考資料>都道府県と基礎自治体の人員配置規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1;
	- 都道府県と基礎自治体における消費者行政担当事務職員と消費生活相談員の配置人	

#### 当資料を読む際の留意点

- ◎当資料は「平成24年度地方消費者行政の現況調査(第2次)」(消費者庁)のデータをもとに、消費者委員会事務局が作成した。
- ◎当資料作成にあたっては、原則として自治体数をベースに集計した。基礎自治体分の集計は、市区町村数と政令指定都市数の計(N=1742)、都道府県分の集計は、都道府県数の計(N=47)をベースに集計している。(自治体内に複数の相談窓口がある場合は、自治体ごとに集約。また、広域連合、一部事務組合等については当該団体に含まれる個々の基礎自治体を集計対象とし、団体そのものは今回は集計の対象外としている。) 集計ベースの違いにより、当資料の集計結果が、消費者庁公表の「平成24年度地方消費者行政の現況調査(第2次)」報告書に掲載されている集計結果と異なることがある。

#### 各データの出典と説明

- ◎人口:「住民基本台帳に基づく人口」(総務省・平成24年3月31日現在)より。
- ◎財政力指数:「地方公共団体の主要財政指標一覧」(総務省・23年度決算ベース)より。
  - ー財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
- ◎過疎区分 :「過疎地域市町村等一覧」(総務省・平成23年9月26日)より。
  - 一過疎区分は、過疎地域自立促進特別措置法(以下、過疎法)に基づき、各市町村の人口要件・財政力要件によって以下に区分される。
    - 「過疎地域市町村 = 過疎地域市町村は、過疎法第2条第1項の適用される要件に該当する市町村。
    - ・過疎みなし市町村= 過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域と みなされる。(過疎法第33条第1項)
    - ・過疎のある市町村= 過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった市町村の区域は過疎地域とみなされる。(過疎法第33条第2項)
    - 非過疎 = 上述の3分類に該当しない市町村。

#### 【用語解説】

#### 1. 「センター」と「窓口」のちがい

消費者安全法第10条に規定する消費生活センターを「センター」と定義。この基準に満たないが、相談窓口を開設しているところを「窓口」としている。

#### 「参老」

•消費者安全法(平成二十一年六月五日法律第五十号) 抄

(消費生活センターの設置)

#### 第十条

- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
- 第八条第二項第一号の相談について<u>専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるも</u> $\underline{o}$ であること。
- 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- ·消費者安全法施行令(平成二十一年八月十四日政令第二百二十号) 抄
- (市町村が設置する消費生活センターの基準)

第七条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を<u>一週間につき四日</u> 以上行うことができるものであることとする。

#### 2. 消費者行政担当事務職員とは

「消費者行政本課」及び「消費生活センター」に配属されている職員。消費者行政部局以外との兼務職員等を含む。消費者行政の企画・立案、もしくは執行に直接関わる者が対象。

#### 3. 消費生活相談員とは

消費者安全法施行規則第7条に規定する資格を有する者もしくは同条に規定する資格と同等 以上の専門的な知識及び経験を有する者で、実際に相談に従事している者を指す。

#### 4. 消費生活相談員の資格とは

3つの資格のうちいずれか、または複数を有する者を指す。

#### [参考]

- ·消費者安全法施行規則(平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十八号) 抄(相談員)
- 第七条 消費者安全法(以下「法」という。)第十条第一項第一号 又は第二項第一号 に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有する 者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。
- 独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)が付与する消費生活専門相談員の資格
- 二 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

# 基礎自治体の現状

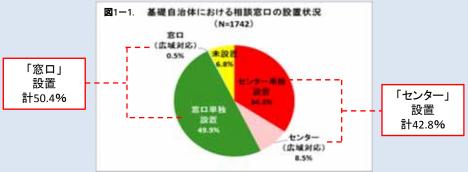
### 基礎自治体における相談窓口設置状況(平成24年4月1日現在)

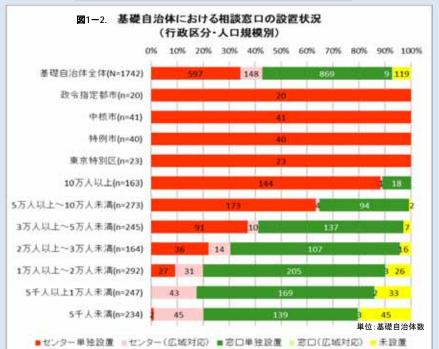
#### ポイント

- 『全体】全国1742カ所の基礎自治体のうち、93.2%(1623カ所)では、「センター」または「窓口」 を設置している。
  - うち、広域連携等の「広域対応」により対応している基礎自治体は全体の9.0%。[図1-1]
- ☞【行政区分・人口規模別】政令市、中核市、特例市、東京特別区ではすべて、それぞれ「セン ター」を単独設置している。

それ以外の基礎自治体では、人口規模が小さくなるほど「センター」の設置率が低くなっている。 人口規模の小さい基礎自治体ほど、「窓口単独設置」または「未設置」の割合が高い傾向。 [図1-2]

- 『【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、「セン ター」設置率が低い傾向。
  - 高齢者の割合が40.0%を超える基礎自治体の「センター」設置率は相対的に低く、7割強は「窓口」 対応。「図1-3]
- 』 ☞【財政力指数別】財政力指数が低い基礎自治体ほど、「センター」設置率が低い傾向。[図1-4]
- ☞【過疎区分別】過疎地域市町村と過疎みなし市町村では「センター」設置率が相対的に低い。







基理自治体全体(N-1742)

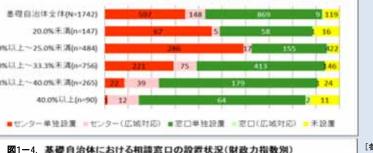
0.500以上~1.000米清(n=672)

0.400以上~0.500未清(n=214)

0.300以上~0.400禾溝(n=231)

1.000 LL (n=112)

0.300 未満(n=513)







高齢者人口割合

全国平均23.4%



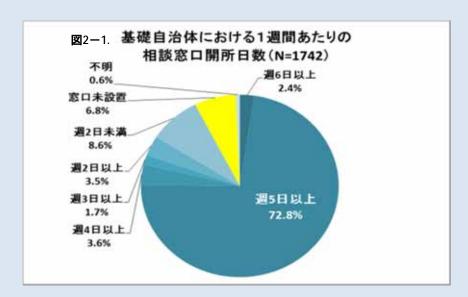
■センター単独設置 ※センター(広域対応) ■ 窓口単独設置 ※窓口(広域対応) ※未設置

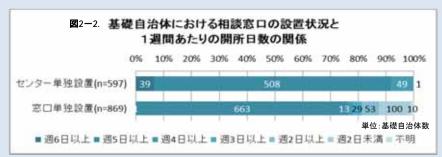
# 基礎自治体における相談窓口の開所状況(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

- ☞基礎自治体における1週間あたりの相談窓口開所日数をみると、全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、「週5日以上」開所が72.8%で最も多い。
  - 1742の基礎自治体のうち4分の3超が週4日以上開所。[図2-1]
- ☞「センター単独設置」している基礎自治体は、消費者安全法第10条の規定にもとづき「週4日以上」~「週6日以上」開所。
  - 一方、「窓口単独設置」の基礎自治体でも「週5日以上」開所が76.3%を占める。[図2-2]

☞全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、土日祝日になんらかの相談対応をしている基礎自治体は62ヵ所(3.6%)にとどまる。[図2−3]





基礎自治体内に複数の相談窓口を設けている場合は、当該基礎自治体全体として、週に何日対応しているかをカウントしている。 例)A市のXセンターで月曜〜金曜対応、Yセンターで月曜〜土曜対応の場合、計「週6日」としてカウント。

週単位ではなく月単位で開所または不定期に開所している場合は、週単位に換算している。

例)月2回開所の場合は計「週0.5日」としてカウント。



隔週で土日祝日対応している場合など、毎週対応していない場合も「なんらかの対応有」としてカウントしている。

#### 基礎自治体における相談窓口の開設形態(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

- □【全体】全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、「消費生活専門」に特化して相談を受け付けているのは55.4%。その他の相談にも対応する「複合相談」の形態をとっているのは35.2%。
  [図3-1]
- ☞【行政区分・人口規模別】政令市、中核市、特例市、東京特別区をはじめ、人口規模の大きい基礎自治体では、その多くが「消費生活専門」で展開。
  - それ以外の基礎自治体では、人口規模が小さいほど「複合相談」で展開する傾向。[図3-2]
- □ 『【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、「複合相談」 が「消費生活専門」の数を上回る。[図3-3]
- ☞【財政力指数別】財政力指数の高い基礎自治体ほど「消費生活専門」で展開の傾向。[図3-4]
- 電【過疎区分別】過疎地域市町村では、半数強の基礎自治体が「複合相談」で展開している。
  「図3-5]











高齢者人口割合 全国平均23.4%

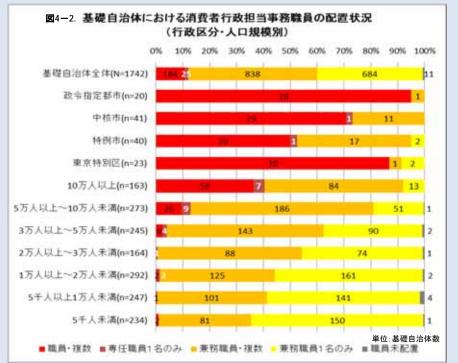
[参考] 財政力指数 全市町村平均0.51

### 基礎自治体における消費者行政担当事務職員配置状況(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

- ☞【全体】消費者行政担当の「専任職員」が配置されているのは、1742基礎自治体のうち12.0%。 9割弱の基礎自治体は、「兼務職員」のみで運営。
  - 配置パターンとしては、多い順に「兼務職員・複数 |48.1%、「兼務職員1名のみ |39.3%、「職 員(専任含む)・複数」10.6%、「専任職員1名のみ」1.4%。[図4-1]
- ☞【行政区分・人口規模別】政令市と東京特別区を除き、基礎自治体の人口規模が小さくなる ほど「専任職員」の配置率が低くなる傾向。
  - 人口規模が10万人に満たない基礎自治体の多くは、「兼任職員」のみで運営。「図4-2]
- 『 ☞【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、「兼務職員・ 1名のみ」の基礎自治体が多く、「兼務職員・複数」を上回っている。[図4-3]
- ☞【財政力指数別】財政力指数が0.5以上の基礎自治体では「兼務職員・複数」が多く、「兼務職員1 名のみ」を上回っているが、財政力指数が0.5に満たない基礎自治体では「兼務職員1名のみ」が 「兼務職員・複数」を上回っている。[図4-4]
- 零【過疎区分別】 過疎地域市町村では、「兼務職員1名のみ」が「兼務職員・複数」を上回っている。









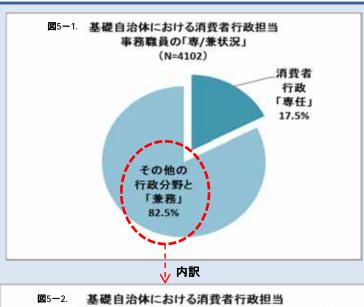


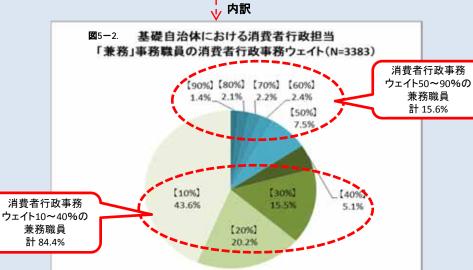
財政力指数 全市町村平均0.51

### 基礎自治体における消費者行政担当事務職員の専任・兼務状況詳細(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

- 『ここで、基礎自治体に配置されている消費者行政担当事務職員4102名が、消費者行政「専任」か、その他の行政分野と「兼務」しているかをみると、82.5%(3383名)が「兼務」。[図5-1]
- ☞さらに、「兼務」の事務職員3383名それぞれについて、全体の事務に占める消費者行政に関する事務の割合(消費者行政事務ウェイト)をみると、「10%」が最も多く43.6%。 3383名のうち消費者行政ウェイトが全体の事務の5割を超える事務職員は合計15.6%。
  - 全体の84.4%は消費者行政ウェイトが全体の事務の5割に満たない。「図5-2]





#### ポイント

- ☞全国の1742ヵ所の基礎自治体の事務職員の配置状況と消費者行政担当事務ウェイトの関係 パターンを類型化したところ、多い順に以下の組み合わせが上位となった。
  - ・「兼務事務職員1名のみ」かつ「ウェイト10~40%の兼務職員有」:613ヵ所(35.2%)
  - 「兼務職員・複数」かつ「ウェイト10~40%の兼務職員有」 :602ヵ所(34.6%)
  - ・「兼務職員・複数」かつ「ウェイト50~90%の兼務職員有」 :236ヵ所(13.5%)
  - ・「東任職員有| ・「東任職員有|

· [表1]

:209ヵ所(12.0%)

# 表1. 基礎自治体における消費者行政担当事務職員の配置状況と 消費者行政事務ウェイトの関係

(N=1742)



11 上段:基礎自治体数 (0.6%) 下段:パーセント

# [参考1] 基礎自治体において消費者行政を専ら担当する部署と 消費者行政担当事務職員の配置状況の関係 (N=1742) の% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 基礎自治体全体(N=1742) 部駅レベル(n=23) 室レベル(n=223) 室レベル(n=250) 毎日部番組し(n=1013) 155 毎日部番組し(n=1013) 21 11 単位:基礎自治体数 単位:基礎自治体数



# 基礎自治体における消費生活相談員の配置状況(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

- **☞【全体】**基礎自治体全体の34.8%が消費生活相談員を「2人以上配置」、23.1%が「1人配置」。 41.9%は「未配置」。「図6-1]
- ☞【行政区分・人口規模別】政令市、中核市、特例市、東京特別区はすべて、1人以上の相談 員を配置。

これ以外の基礎自治体では、人口規模が小さくなるほど相談員の配置率が低くなっている。 特に、人口規模が2万人に満たない基礎自治体では、過半数が「未配置」。[図6-2]

- ☞【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、相談員配置率が低い傾向。[図6-3]
- 高齢者の割合が40.0%を超える基礎自治体の8割弱が相談員「未配置」。
- **☞【財政力指数別】**財政力指数が低い基礎自治体ほど、相談員配置率、「2人以上配置」率ともに低い傾向。[図6-4]
- ☞【過疎区分別】 過疎地域市町村では約7割が相談員「未配置」。[図6-5]











[参考] 財政力指数 全市町村平均0.51

# 基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

- ☞【全体】全国1742ヵ所の基礎自治体のうち、過半数(57.9%)が、有資格の消費生活相談員
  - 有資格の消費生活相談員を「2人以上配置」は24.2%、「1人配置」は17.9%。[図7-1]
- □ 【行政区分・人口規模別】政令市以外の基礎自治体には、「未配置」の自治体がある。 人口規模が小さくなるほど有資格の消費生活相談員配置率は低くなる傾向。 特に、人口規模が5万人に満たない基礎自治体では、その過半数が「未配置」。「図7-2]
- ☞【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、有資格 者の配置率が半数を下回る。「図7-3]
- ☞【財政力指数別】財政力指数が低い基礎自治体ほど、有資格の相談員配置率、「2人以上配 置」率ともに低い傾向。[図7-4]
- ☞【過疎区分別】過疎地域市町村では9割弱が有資格の相談員「未配置」。[図7-5]















# 都道府県の現状

# 都道府県におけるセンター設置状況と開所状況(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

☞消費者安全法第10条の規定にもとづき、47都道府県にはすべて「センター」 が設置されており、複数を設置している自治体もある。[図8-1]

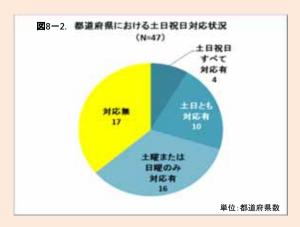


#### ポイント

☞いずれの都道府県においても、1週間に5日以上、センターを開設している。

☞土日祝日の対応状況をみると、「土日祝日すべて対応」は4自治体、「土日とも対応有」は 10自治体、「土曜または日曜いずれか対応有」が16自治体となっている。

17の都道府県では、土日祝日に都道府県レベルでの対応を行っていない。「図8-2]



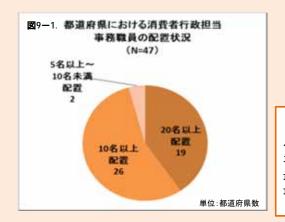
隔週で土日祝日対応している場合など、毎週対応していない場合も「なんらかの対応有」としてカウントしている。

# 都道府県における消費者行政担当職員と消費生活相談員の配置状況(平成24年4月1日現在)

#### ポイント

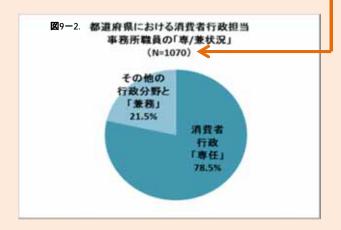
#### 【消費者行政担当事務職員】

- ☞9割以上の都道府県では、都道府県立のセンターに10名以上の事務職員を配置している。 ※すべての都道府県が複数名の事務職員を配置。
  - ※いずれの都道府県にも、複数名の「専任職員」が配置されている。
- ☞事務職員「20名以上配置」は19カ所(40.4%)、「10名以上配置」は26カ所(55.3%)、「5名以上~10名未満配置」は2ヵ所(4.3%)。
- ☞全国平均は22.8名。最大で105名、最小で7名配置。[図9-1]
- ☞都道府県に配置されている消費者行政担当事務職員1070名が、消費者行政「専任」か、 その他の行政分野と「兼務」しているかをみると、78.5%(840名)が「専任」[図9-2]



#### 都道府県全体

合計値1070名平均値22.8名最大値105名最小値7名



#### ポイント

#### 【消費生活相談員】

- ☞すべての都道府県が複数名の消費生活相談員を配置。
- 『「20名以上配置」は7ヵ所(14.9%)、「10名以上配置」は28ヵ所(59.6%)、「5名以上~10名未満配置」は12ヵ所(25.5%)。
- ☞全国平均は15.1名。最大で64名、最小で7名配置。[図10-1]

#### 【有資格の消費生活相談員】

- ☞すべての都道府県が有資格の消費生活相談員を複数名配置。
- プ「20名以上配置」は6カ所(12.8%)、「10名以上配置」は21カ所(44.7%)、「5名以上~10名未満配置」は20カ所(42.6%)。
- ☞全国平均は12.6名。最大で40名、最小で4名配置。「図10-2]



### 都道府県全体

合計値710名平均値15.1名最大値64名最小値7名



#### 都道府県全体

合計値594名平均値12.6名最大値40名最小値4名

<参考資料>都道府県と基礎自治体の人員配置規模

# 都道府県と基礎自治体における消費者行政担当事務職員と消費生活相談員の配置人数(平成24年4月1日現在)

#### ポイント ☞都道府県には平均22.8名、基礎自治体には平均2.4名の消費者行政担当 職員が配置されている。 ☞都道府県(1070名)および基礎自治体(4102名)の消費者行政担当職員 数の合計(5172名)を、人口10万人当たりに換算すると「4.1名」。[参考表1] [参考表1] 消費者行政担当事務職員の配置状況 都道府県全体 基礎自治体全体 合計値 1070 名 合計値 4102 名 平均<u>値</u> 平均値 22.8 名 2.4 名 最大値 105 名 最大値 26 名 最小値 最小値 7 名 0 名 人口10万人当たりの事務職員数換算(人口規模別) 人口 10万人当たり 人口規模別 人口 行政区分·人口規模別 10万人当たり <u>人口300万人以上の都道府県(n</u>=10) 東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、 政令指定都市(n=20) 1.0 名 千葉県、兵庫県、北海道、福岡県、静岡県 0.7 名 1.1 名 中核市(n=41) 人口150万人以上~300万人未満の 特例市(n=40) 1.5 名 都道府県(n=14) 東京特別区(n=23) 1.5 名 茨城県、広島県、京都府、新潟県、宮城県、長野県、 0.8 名 岐阜県、福島県、群馬県、栃木県、岡山県、三重県、 2.0 名 熊本県、鹿児島県 10万人以上(n=163) 人口150万人未満の都道府県(n=23) 人口10万人未満の基礎自治体については、人口10万人 山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県、奈良県、滋賀県、 当たりの事務職員数を換算するのに適さないため、 青森県、岩手県、大分県、山形県、石川県、宮崎県、 1.4 名 富山県、秋田県、和歌山県、香川県、山梨県、 クロス集計を割愛。 佐賀県、福井県、徳島県、高知県、鳥根県、鳥取県 事務職員 : 人口10万人当たり「4.1名」配置

#### ポイント

- ☞都道府県には平均15.1名、基礎自治体には平均1.5名の消費生活相談員が配置されている。
- ☞都道府県(710名)および基礎自治体(2670名)の消費生活相談員数の合計(3380名)を、人口10万人当たりに換算すると「2.7名」。[参考表2]

# [参考表2] 消費生活相談員の配置状況

合計値710名平均値15.1名最大値64名最小値7名

都道府県全体

合計値2670名平均値1.5名最大値26名最小値0名

基礎自治体全体

人口10万人当たりの相談員数換算(人口規模別)

<u>*</u>								
	人口規模別	人口 10万人当たり						
	人口300万人以上の都道府県(n=10) 東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、 千葉県、兵庫県、北海道、福岡県、静岡県	0.4	名					
	人口150万人以上~300万人未満の 都道府県(n=14) 茨城県、広島県、京都府、新潟県、宮城県、長野県、 岐阜県、福島県、群馬県、栃木県、岡山県、三重県、 熊本県、鹿児島県	0.7	名					
	人口150万人未满の都道府県(n=23) 山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県、奈良県、滋賀県、 青森県、岩手県、大分県、山形県、石川県、宮崎県、 富山県、秋田県、和歌山県、香川県、山梨県、 佐賀県、福井県、徳島県、高知県、島根県、鳥取県	1.0	名					

 行政区分・人口規模別
 人口10万人当たり

 政令指定都市(n=20)
 1.0 名

 中核市(n=41)
 1.4 名

 特例市(n=40)
 1.6 名

 東京特別区(n=23)
 1.6 名

 10万人以上(n=163)
 2.3 名

人口10万人未満の基礎自治体については、人口10万人 当たりの消費生活相談員数を換算するのに適さないた め、クロス集計を割愛。

相談員 : 人口10万人当たり「2.7名」配置

#### [参考表3]福祉、医療、安全分野の主な職業との規模感比較

消費者行政担当職員および消費生活相談員は都道府県と基礎自治体配置人数の合計から算出

	消費者行政 担当職員数	消費生活相談員数	民生委員 (児童委員)数	母子自立支援員数	医療施設に 従事する医師数	医療施設に 従事する 看護師・准看護師数	保健師数	消防吏員数	警察官数		
	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)	(人口10万人当たり)		
									概算値		
年 度	2012.4.1	2012.4.1	2010	2011	2010	2010	2010	2010	2011		
全 国	4.1人	2.7人	175.9人	1.25人	219人	871.6人	35.2人	122.8人	199人		
出典: 社会生活統計指標 - 都道府県の指標-2013 (総務省統計局 )											
民生委員(児童委	民生委員,児童委員)教、母子自立支援書敬(民生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政報告例)」,同部「業務資料」)										
医師教(厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・瀬利師調査」)、看護師・准看護師(同部「衛生行政報告例」)											
保健師数(厚生労働省大臣官房統計情報部「衡生行政報告例」)											
消防吏員数(総務省消防庁「消防年報」)											
警察官数(警察庁長官官房「業務資料」,総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査」)											